

ヨーロッパにおける私法学の歴史的展開

岡 徹

1. Walter Wilhelm教授

このたび図書館にヴァルター・ヴィルヘルム Walter Wilhelm 教授 (1928-2002) の蔵書がおさめられた。教授は、フランクフルト・アム・マインに生まれ、同地の裁判所、大学及びマックス・プランク・ヨーロッパ法制史研究所 Max-Planck-Institut für Europäische Rechtsgeschichte に勤務し、1980年から1987年まで同研究所の所長をつとめた。教授の研究分野は幅広いが、法学方法論の歴史的研究やヨーロッパ私法学の歴史研究が中心である。



Walter Wilhelm教授
(ドイツの古書カタログより転載)

関西大学図書館は、法律学の歴史の分野の蔵書が豊富で、最初に教授の蔵書目録を拝見したとき重複の多さが明らかであったが、しかしなお重要なものがあり、それらが図書館に収蔵されることとなった。全63点である。

なお、上記マックス・プランク・ヨーロッパ法制史研究所初代所長 (1964年就任) のヘルムート・コーイング Helmut Coing 教授 (コーイング著・久保正幡/村上淳一訳『近代法への歩み』を参照せよ) の蔵書を図書館が所蔵しているが、両教授の共同作業による優れた研究成果が出版されていることも注目される。

2. ヨーロッパ私法学の歴史

古代ローマ帝国の元首政時代に法律学 (とくに私法学) が非常に高いレベルに到達した。西ローマ帝

国滅亡後の6世紀、東ローマ帝国皇帝ユースティニアヌスは、この成果に依拠して法典 (のちに Corpus Iuris Civilis、市民法大全、ローマ法大全などと呼ばれるようになった—後述する) を編纂した (編纂過程について、春木一郎『ユースティニアヌス帝学説彙纂 IIP□TA』を参照せよ。また、ローマ法の全般について書かれた日本語文献は、船田享二『ローマ法』全5巻である)。

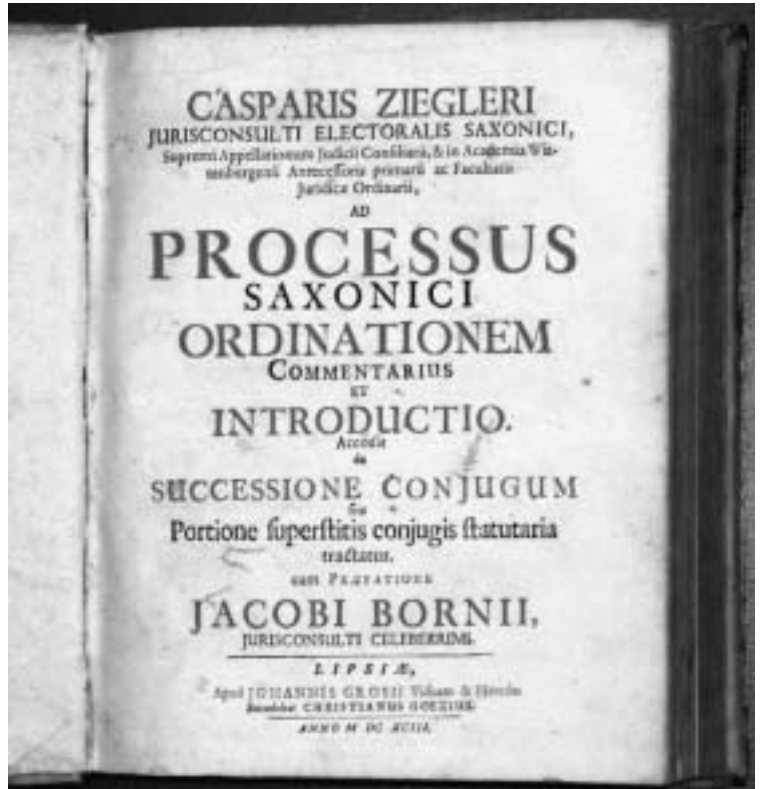
中世ヨーロッパにおいて universitas が成立したとき、ボローニャ Bologna などにおいてユースティニアヌスの法典を基礎とする法律学研究が行われた (中世のローマ法)。ヨーロッパ各地域にはそれぞれの古来の法が存在していたが、このローマ法は次第にヨーロッパ全域に知られるようになり、現行法としての効力をもつ地域が存在するようになっていったのである (→パンデクテンの現代的慣用 usus modernus pandectarum。中世以降のローマ法の発展については、F. ヴィーアッカー著・鈴木禄弥訳『近世私法史』を参照せよ。その原著には第2版がある。F. Wieacker, *Privatrechtsgeschichte der Neuzeit*, 2. Aufl., Göttingen, 1967。以下の説明においても両書を参照した)。

これをローマ法の継受と呼んでいるが、とくにドイツへの継受は、ゲルマン法の地域であるのに広範囲で、1500年ころには包括的継受 *Rezeption in complexu* がなされたと表現する (たとえば、Goethe の *Götz von Berlichingen* [森鷗外訳『ギョッツ』] は、この点からしても興味深いかもしれない。なお、中世以降のドイツ法の発展の概略については、たとえば Adolf Laufs, *Rechtentwicklungen in Deutschland* を参照せよ)。

19世紀のドイツにロマネスティンとゲルマニスティンが出現したのは、このことに関係があると考えられ、また、日本民法典の歴史的研究をするとき視野に入れるべきことがらである (原田慶吉『日本民法典の史的素描』、北川善太郎『日本法学の歴史と理論—

民法学を中心として』を参照せよ)。

ヴァルター教授の著書である *Zur juristischen Methodenlehre im 19. Jahrhundert. Die Herkunft der Methodenlehre Paul Labands aus der Privatrechts-wissenschaft, Frankfurt am Main, 1958*は、サヴィニー Savigny (1779-1861)、プフタ Puchta (1798-1846)、イエーリング Jhering (1818-1892)、ゲルバー (1823-1891) を経てラーバント (1838-1918) に至る法学方法論を論ずるものである (ラーバントが、私法学において形成された法学的方法を憲法学に適用したという見解はわが国の文献にも書かれている) が、そこには上に述べた歴史的背景があり、教授の問題関心は当然ながらその蔵書にも反映されているといえる。



『ザクセンの訴訟規則の注釈』のタイトルページ (1693年刊・黒と赤の2色刷)

3. 本蔵書の内容の概略

本蔵書は、ヨーロッパの18世紀以降の法律家の著書、ならびに、各種の法典などからなる。以下、4. 18世紀の著書、5. 19世紀の著書、6. 20世紀の著書、7. さまざまな法典など、の順に見てゆくことにする。詳細に論じることができないので一面的記述になっている部分があるかもしれない。筆者の力が及ばなかったゆえである。

4. 18世紀の著書

1. Casper Ziegler, *Ad Processus Saxonici Ordinationem Commentarius et Introductio* [ザクセンの訴訟規則の注釈], Lipsiae [ライプツィヒ], 1693. 今回収蔵される中で、これだけが17世紀のものであるのでここに分類した。
2. Johann Balthasar Wernher, *Enunciata fori hodierni., tam communis, quam Saxonici, novissima recentissimis praejudiciis et responses dicasteriorum Vittembergensium confirmata*, Wittenberg, 1725. ザクセンの裁判所の実務の解説書で数百の判決に言及している。
3. Christian Wolff, *Jus Naturae methodo scientifica pertractatum* [体系的に考察された自然法], Francofurti et Lipsiae, 1741-1748. クリステイ

アン・ヴォルフ (1679-1754) は、ライプツィヒなどで教えていたが、フリードリッヒ・ヴィルヘルム1世に追放されマールブルクに移ったのち、フリードリッヒ大王に呼び戻された、この時代を代表する人物で、その概念法学的法律学は19世紀パンデクテン法学に影響を与えたといわれる。

4. Jean Domat, *Les Loix civiles dans leur ordre naturel* [自然的秩序における市民法], Paris, 1777. フランスのドマ (1625-1696) の体系は、ドイツのパンデクテン法学やドイツ民法典の先駆となったとの評価がある (たとえば、ピーター・スタイン著・屋敷二郎監訳/関良徳・藤本幸二訳『ローマ法とヨーロッパ』を参照せよ)。本書は、没後出版された増補版であり、需要があったことを物語る。
5. Johann August Bach, *Historia iurisprudentiae romanae quatuor libris comprehensa* [ローマ法律学の歴史4巻], Leipzig, 1796. バッハ (1721-1758) は歴史法学派の先駆的位置にある。彼は、ライプツィヒ大学で法律学と古代フィロロギーを学んで、1754年に本書の初版を出し、ヨーロッパの法律学者たちに広く知られた。本書は後

継者たちによる改訂版である。

6. Johann Heinrich von Berger, *Oeconomia iuris ad usum hodiernum accomodati accurante filio Christoph. Henr. Nob. Dom. de Berger* [ユースティニアヌス法典の現代への適用], Leipzig, 1755. ベルガー (1657-1732) はヴィッテンベルク大学教授で実務にも関与したザクセン地方の有名な法律家である。タイトルは *Oeconomia* がうまく訳せないで直訳できなかった。これはギリシャ語から来ており、今日の *Ökonomie* につながる語であるが、ここでは古代と現代の法の調和 *Harmonie* という意味で用いられている。本書の本版 (初版は1712年) は、前出のバッハの力によって出版された。
7. Justus Friedrich Runde, *Grundsätze des gemeinen deutschen Privatrechts* [普通ドイツ私法の諸原則], Göttingen, 1791. カッセルおよびゲッティンゲン大学教授であったルンデ (1741-1807) は、事物の本性 *Natur der Sache* に基づいてドイツ私法を論じ、本書を著したが、これはドイツ語で書かれた最初のドイツ私法の教科書であるといわれている。第8版まである改訂版は、実務家であった息子の Christian Ludwig Runde によるものである。本コレクションには、第6版 (1831年) も含まれている。
8. Johann Gottlieb Heineccius, *Ioannis Petri Waldeck Institutiones iuris civilis Heinecciae emendatae atque reformatae*, Göttingen, 1794. ゲッティンゲン大学教授のヴァルデック (1751-1815) がハイネッキウス (1681-1741. 時代を代表する法律家) のローマ市民法の体系書 *Elementa iuris civilis secundum ordinem instituitonum* (1725年初版) を改訂したものである。

5. 19世紀の著書

9. Carl Schwab, *Ueber das unvermeidliche Unrecht* [不可避的不法について], Stuttgart, 1804.
10. C.v.Weyhe, *Wissenschaftliche Bearbeitung des allgemeinen deutschen Privatrechts* [一般ドイツ私法の学問的研究], Göttingen, 1815. (リプリント版)
11. Friedlich Carl von Savigny, *Vom Beruf unsrer*

Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft [立法および法律学にとってのわれわれの時代の使命], 2. Aufl., Heidelberg, 1828. 著しく有名な、サヴィニーとティボー Anton Friedlich Justus Thibaut (1772-1840) の法典論争に関わる著書 (初版1814年) の第二版である。

12. Friedlich Wilhelm von Tigerström, *Das römische Dotal-recht* [ローマ嫁資法], Berlin, 1831-2.
13. Friedlich B. Grefe, *Leitfaden zum Studium des Hannoverschen Privatrechts* [ハノーファー私法入門], 2. Aufl., Göttingen, 1838-1845.
14. Justus Timotheus Balthasar Linde, *Lehrbuch des deutschen gemeinen Civilprocesses* [ドイツ普通民事訴訟教科書], 6. Aufl., Bonn, 1843. リンデ (1797-1870) はギーセン Gießen 大学で教え、この民事訴訟法の教科書は多くの読者を獲得した (1850年の第7版までであると推測される)。ドイツ普通法時代の民事訴訟を研究するために欠かせない文献である。
15. Carl Friedlich von Gerber, *System des Deutschen Privatrechts* [ドイツ私法の体系], 2. Aufl., Jena 1850. ゲルバー (1823-1891) は、エアランゲン大学、テュービンゲン大学、ライプツィヒ大学などの教授をつとめた。プフタ Georg Friedlich Puchta (1798-1846) の生徒であったので、当初は私法学の分野を研究していたが、法学方法論の観点から公法学も論じ (*Grundzüge eines Systems des deutschen Staatsrecht* [ドイツ国法の体系の基礎], 1865) で、法実証主義的な国法学の基礎を築き、ラーバントへの道を拓いたとされている。これは、前述のようにヴィルヘルム教授の専門分野である。本書の第17版もこのコレクションに含まれている (後出)。
16. Heinrich Bernhard Oppenheim, *Philosophie des Rechts und der Gesellschaft* [法および社会の哲学], Stuttgart, 1850.
17. Wilhelm Theodor Kraut, *Grundriss zu Vorlesungen über das Deutschen Privatrecht mit Einschluß des Lehn-und Handelsrecht nebst beigefügten Quellen* [ドイツ私法講義], 4. Aufl., Göttingen, 1856.
18. Christian Friedlich Koch, *Das Recht der Forderungen nach gemeinen und preußischen Rechte, mit Rücksicht auf neuere*

- Gesetzgebungen, historisch-dogmatisch dargestellt [普通法およびプロイセン法による債権の歴史的理論的研究], 2. Ausgabe, Berlin, 1858-1859. コッホ (1798-1872. サヴィニーの生徒) については後出。
19. W.Francke, Exegetisch-dogmatischer Commentar über den Pandectentitel de Hereditatis Petitione [パンデクテンの相続回復請求についての注釈], Göttingen, 1864. パンデクテンとは、ユースティニアヌス法典の Digesta の別名 (ギリシャ語で、すべてを含むという意味。πανδέχασθαι = alles umfassen, Wolfgang Kunkel/ Martin Schermaier, Römische Rechtsgeschichte, 14. Aufl., 2005, S. 212. 古典時代からパンデクテンの語は使われているといわれる) であり、19世紀ドイツの法律学をパンデクテン法学 [内田貴『民法 I』に説明がある] と呼ぶのはこれによる。Digesta (=Pandectae) 第5巻第3章のタイトルは DE HEREDITATIS PETITIONE であり、本書は、この章をエクセゲーゼ Exegese 的方法で論じた注釈書である。
 20. Robert Römer, Die Leistung an Zahlungsstatt nach dem römischen und gemeinen Recht mit Berücksichtigung der neueren Gesetzbücher [最近の立法を顧慮した、ローマ法および普通法による支払いに代える給付], Tübingen, 1866. チュービンゲン大学教授のレーマーが、16世紀フランスのドネッルス (Hugo Donellus, 1527-1591. 西村隆誉志『ヨーロッパ近代法学史の研究—16世紀フランス知識社会とドノーの法律学』を参照せよ) 以来の学説を検討しながら論じたものである。
 21. Fiedlich Ludwig von Keller, Der römische Civilprocess und die Actionen in summarischer Darstellung [ローマ民事訴訟と訴権・略説], 6. Aufl. Leipzig, bearbeitet von Adolf Wach. 1883. Gaius の Institutiones [ガイウス『法学提要』船田享二訳を参照せよ] が1816年に Verona においてニープール Niebuhr (1776-1831. コペンハーゲン生まれ。ベルリン大学教授) によって発見され (たとえば, Dulckeit・Schwarz・Waldstein, Römische Rechtsgeschichte に原本 Palimpsest の写真がある) 沸き立つなか、スイスのケッラー (1799-1860) は、これにもとづく古代ローマ民事訴訟の研究を行い優れた成果をあげた (Ueber Litis Contestation und Urtheil nach classischem Römischen Recht., Zürich, 1827)。1847年にプフタのあとをついでベルリン大学教授となり、1852年本書の初版が出版された。第5版 (1876)、第6版はヴァッハ (1843-1926) による改訂が行われている。ヴァッハは、権利保護請求権 Rechtsschutzanspruch 説の創造者として有名であるが、Der Arrestpocess in seiner geschichtlichen Entwicklung [仮差押訴訟の歴史的発展], 1868も名著であり、本書の改訂者にふさわしく、本書は今日もローマ民事訴訟研究の基本書である。
 22. Otto Goeschen, Das Saechsische Landrecht nach der Quedlinburger Pergamenthandschrift [原史料によるザクセン・ラント法研究], Halle, 1853.
 23. Carl Salkowski, Lehrbuch der Instituionen für den akademischen Gebrauch [学問的利用のためのインスティトゥーティオーネン教科書], Leipzig, 1868. ザルコヴスキー (1838-1899. 1883年にケーニヒスベルク大学教授となる) のこの著書は、レーネル (Otto Lenel, 1849-1935. 船田・前掲第1巻557頁を参照せよ) が1907年の第9版まで出版した。インスティトゥーティオーネンの意味については後述する。
 24. Adolf Dedekind, Die Anerkennung ungültiger letztwilliger Anordnungen, Braunschweig [無効な遺言による指令の承認], 1872.
 25. Karl Salomo Zachariae von Lingenthal, Handbuch des französischen Civilrechts, Heidelberg, 1886. ハイデルベルク大学教授のザハリアエ・フォン・リンゲントール (1769-1843) のフランス民法の体系書は、広くフランスにおいても一読まれた。
 26. Bernhard Windscheid, Lehrbuch des Pandektenrechts. 3. und 4. Aufl [パンデクテン法教科書], Düsseldorf, 1874-1875. ヴィーアッカーは、古代ローマの法学隆盛時代の末期のウルピアーヌス (Ulpianus. -223年) の偉大なコンメンタール、中世イタリアの注釈学派末期のアククルシウス (Accursius. 1185年頃-1263年頃) の注釈 [Glossa Ordinaria]、そして、このヴィントシャイト (1817-1892) のパンデクテン法学の末期の私法の一大集成である本書を対比している。ヴィーアッカーは、ドイツ民法典

(B G B =Bürgerliches Gesetzbuch) 成立以前という条件のもとで、本書は、「法律、最上級裁判所の判例、実務のためのコンメンタール、教科書」という要素をあわせ持っていたと分析する。本書は全3巻で第1巻の初版は1862年、最終の第9版は、Theodor Kippの手になる1906年の改訂版である。

ヴィントシャイトには、さらに、ローマ法の訴権 *actio* と請求権 *Anspruch* 概念を論じた『今日の法の観点からのローマ市民法の訴権 (Die *actio des römischen Civilrechts vom Standpunkte des heutigen Rechts*. 1856)』奥田昌道『請求権概念の生成と展開』を参照せよ。これは、前出のヴァッハの権利保護請求権 *Rechtsschutzanspruch* と関連する問題である) などがある。

27. Otto Fischer, *Lehrbuch des preußischen Privatrechts* [プロイセン私法教科書], Berlin und Leipzig, 1887.
28. Rudolf von Jhering, *Geist des römischen Rechts auf den verschiedenen Stufen seiner Entwicklung* [その発展のさまざまな段階におけるローマ法の精神], 4. und 5. verbesserte Band I. -III. 1, Leipzig, 1880-1891. 『権利のための闘争』(日本語訳が複数ある)でも知られるイェーリング(1818-1892)の、何回か改訂され完成をみなかった主著の一つの版である。
29. Paul Krüger, *Geschichte der Quellen und Literatur des Römischen Rechts* [ローマ法の史料と文献の歴史], Leipzig, 1888. クリュエガー(1840-1926)は、ユースティーニアヌス法典のテキストの刊行者としてモムゼンと名を連ねている(後述)ことで知られる。本書の第2版が1912年に出版されており、今日もなお権威をもっている。
30. Ferdinand Kniep, *Präscriptio und Pactum* [時効と合意], Jena, 1891.
31. Carl Crome, *Allgemeiner Theil der modernen französischen Privatrechtswissenschaft als Supplement zu den deutschen Lehr- und Handbüchern des Französischen Civilrechts*, Mannheim, 1892. ドイツ民法第一草案(1887年)に反対する派に属するボン大学教授カール・クロメ(1859-1931)によるフランス民法の研究書である。

32. Heinrich Dernburg, *Die Phantasie im Rechte*. Vortrag, Berlin, 1894. デルンブルク(後述)が1894年にヴィーンで行った講義。
33. Carl Friedrich von Gerber, *System des Deutschen Privatrechts*, 17. Aufl., Jena, 1895. Konrad Cosackによる改訂版。
34. Paul Laband, *Das Staatsrecht des Deutschen Reiches* [ドイツ帝国の国家法], 3. Aufl., Freiburg im Breisgau, 1895. ラーバント(1838-1918)は、ケーニヒスベルクおよびシュトラスブルク大学教授であった。ゲルバーの「法学的方法 *juristische Methode*」を受け継ぎ、純化された「法学的方法」による憲法学を展開し、ドイツ帝国のこの時代を代表する学説となった。ヴィルヘルム教授の前記の著書は、この方法論を論じたものである。ラーバントの公法学は、わが国においても有名である(『法学セミナー・通巻225号』別冊付録の解説[芦部信喜執筆]を参照せよ)。
35. Bernhard Matthias, *Lehrbuch des bürgerlichen Rechtes* [民法教科書], Berlin, 1899.
36. Gaston May, *Éléments de droit Romain. A l'usage des étudiants des faculté de droit* [法学部学生のためのローマ法入門]. 6^e. éd., Paris, 1900. ナンシー大学教授の著者が、インスティトゥーティオーネン *Institutionen* 式でローマ法を講義したものである。インスティトゥーティオーネンとは、前出のガイウスの著書などがこの形式(人の法、物の法、訴訟の法に三分する)であり、また、ユースティーニアヌス法典に *Institutiones* があることから、そう名づけられたものである(後述を参照せよ)。

6. 20世紀の著書

37. Paul Frédéric Girard, *Manuel élémentaire de Droit Romain* [ローマ法教科書], 3^e. éd., Paris, 1901. ジラール(1852-1926)は、レンヌ *Renne* およびドイツで学び、のちモンペリエ大学およびパリ大学で教えた。本書の初版は1896年で、第8版(1929年。Félix Sennの改訂)までである。本書の構成は、第1章 *Introduction historique* 第2章 *Les Personne* 第3章 *Le Patrimoine* 第4章 *Procédure civile* であり、これはインスティトゥーティオーネン *Institutionen* 式(前述)



本学蔵のWalter Wilhelm教授旧蔵書

である。

38. P.Spahn, Verwandtschaft und Vormundschaft nach dem Bürgerlichen Gesetzbuche für das Deutsche Reich [ドイツ民法による親族と後見], Berlin, 1901.
39. Heinrich Dernburg, Das bürgerliche Recht des Deutschen Reiches und Preußens [ドイツ帝国およびプロイセンにおける民法], 1. und 2. Aufl., Halle, 1901-1905. デルンブルク (1829-1907) は、チューリッヒ、ハッレおよびベルリン大学で教えた。生活に密着した実務的姿勢による彼の法解釈学は大きな影響力をもったといわれる。明治時代の日本の法律家にも彼の著書はよく利用されている。
40. Paul Oertmann, Bayerisches Landesprivatrecht [バイエルン・ラント私法], Halle an der Saale, 1903.
41. Paul Oertmann, Recht des Bürgerlichen Gesetzbuches [民法典の法], Leipzig und Berlin, 1909-20. エアランゲン大学およびゲッティンゲン大学の民法・訴訟法の教授であったエルトマン (1865-1938) は、概念法学と利益

法学のはざままで新しい道を探って成果をあげ、わが国の解釈論にも影響を及ぼした (たとえば、我妻栄『民法講義』にエルトマンが引用されている)。

42. Paul Posener, Rechtslexikon. Handwörterbuch der Rechts- und Staatswissenschaften. [法律学・国家学辞典], Berlin, 1909. Adolf Arndt, Johannes Biermann, Karl Gareis, Paul Laband, Adolf Dobe, Paul Oertmannら、有名な法律家の協力によってできた辞典である。
43. Felix Meili und A.Mamelok, Das internationale Privat-und Zivilprozessrecht auf Grund der Haagen Konvention [ハーグ条約による国際私法および民事訴訟法], Zürich, 1911.
44. Karl Specker, Die Persönlichkeitsrechte mit besonderer Berücksichtigung des Rechts auf die Ehre im schweizerischen Privatrecht [スイス法による人格権の研究], Aarau, 1911.
45. Paul Krückmann, Institutionen des Bürgerlichen Gesetzbuches [民法典の講義], 4. Aufl., Leipzig, 1912.
46. Carl Friedlich von Gerber, Ueber Öffentliche

Rechte [公法について], Tübingen, 1913 (初版 [1852年] の復刻版). ゲルバーが上記の法学方法論を中心に論じた著書である。

47. Justus Wilhelm Hedemann, *Werden und Wachsen im Bürgerlichen Recht*, Berlin, 1913. ヘーデマンはヴァイマル期のドイツの著名な学者である。本書は彼の講演をもとにして書かれた19章からなる小論文集であり、裁判官の Viktor Börn に献呈されている。
48. Artur Baumgarten, *Die Wissenschaft vom Recht und ihre Methode [法の学問とその方法]*, Tübingen, 1920.
49. Ernst von Schwind, *Deutsches Privatrecht. Ein Grundriß zu Vorlesungen und ein Lehrbuch für Studierende [ドイツ私法教科書]*, Wien und Leipzig. 著者はヴィーン大学教授。
50. Rudolf Sohm, *Institutionen. Geschichte und System des römischen Privatrechts [ローマ私法の歴史および体系]*, München, 1920. カリスマ (Charisma) は、ゾーム (1841-1917) の『教会法』(Kiechenrecht, Bd. 1, 1892) における分析をマックス・ヴェーバー (1864-1920) が借り、彼の社会学において用いたものである (武藤一雄・蘭田宗人・蘭田坦訳『宗教社会学』を参照せよ)。ゾームは、フランク王国の国家と裁判制度を論じた (*Die fränkische Reichs- und Gerichtsverfassung*, 1871) のをはじめとする多くの分野の研究で知られている (たとえば久保正幡・世良晃志郎訳『フランク法とローマ法』を参照せよ)。このローマ法の体系書のこの版は、ゾームの注がある最終版であるが、久保正幡教授は原田慶吉『ローマ法』に「本書がかのゾーム・ミッターイス・ヴェンガーの『ローマ法提要』のごとく長い生命を持することを祈つてやまない」と書いておられ、英訳もある。
51. Bernhard Kübler, *Geschichte des Römischen Rechts [ローマ法の歴史]*, Leipzig & Erlangen, 1925. 原田慶吉『ローマ法』の文献一覧にあげられている。
52. Josef Kohler, *Einführung in die Rechtswissenschaft [法律学入門]*, 6. Aufl., Leipzig, 1929. ヴェルツブルクおよびベルリン大学教授であったコーラー (1849-1919) は、広範囲にわたり大量の著作を書いた。特許法などの新分野を開拓し、比較法学を展開した。本

版はエルトマンらによる改訂版である。

53. Franz Schlegelberger, *Rechtsvergleichendes Handwörterbuch für das Zivil- und Handelsrecht des In- und Auslandes [民法と商法の比較法辞書]*, Berlin, 1929-1938.
54. Otto Warneyer, *Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch für das Deutsche Reich [ドイツ民法典コンメンタール]*, Tübingen, 1933. 著者は裁判官である。
55. Carl Oechsli, *Kernpunkte der Kausalhaftungsproblematik [因果関係責任論]*, Zürich, 1949.
56. Martin Wolff- Pierre Arminjon- Boris Nolte, *Traité de droit comparé [比較法研究]*, Paris, 1950-1952.
57. Wilhelm Wengler, *Gutachten zum internationalen und ausländischen Familien- und Erbrecht [国際的親族法・相続法についての鑑定]*, Berlin, 1971.

7. 各種の法典など

58. CORPUS JURIS CIVILIS ROMANI [ローマ法大全], Lipsiae [ライプツィヒ], 1705. ユースティニアヌスの法典に最初に CORPUS JURIS CIVILIS という名前をつけて出版した (1583年) のは、フランスのディオニシウス・ゴトフレードゥス Dionysius Gothofredus (1549-1622) で、CORPUS JURIS CANONICI (教会法大全) と対比した。これがネーデルランドのジーモン・ファン・レーヴェン Simon van Leeuwen (スタイン著・前掲がこの人物に言及している) によって改訂され (1663年) 広く用いられていたが、さらにドイツ人 (Johann Friedlich Gleditschら) によって増補版として出されたのが本書である。
59. *Erläuterung und Verbesserung der bißherigen Process- und Gerichts-Ordnung [今までの訴訟規則および裁判所規則の解説と改訂]*, Dresden, 1724. 17世紀半ば以降のザクセン地方の訴訟手続きの解説書である。ザクセンは、ドイツのなかでは早い時期に訴訟法を作っていた地域である。
60. ERGÄNZUNGEN zum Allgemeinen Preußischen Landrecht, Christian Friedlich Koch, Ludwig von Rönne u.a., Breslau, 1838-1841. フリードリッヒ大王の国家建設とともに登場したプロイ

セン一般ラント法（A L R = Allgemeines Landrecht）は、歴史法学派の登場などによって苦難の道を歩むことになったが、著名な実務家であったコッホ（1798-1872）らによって、とにかく、この巨大な法典の研究・注釈はなされており、本書はその成果である。

61. CORPUS JURIS CIVILIS : kritische Ausgabe Kriegel-Hermann-Osenbrüggen, Leipzig, 1875. ユースティニアヌス皇帝の法典編纂者たちが書いた原典は発見されていない。したがって、残存する手書本（たとえば、フィレンツェ写本）から復元する作業が必要であり、上記のゴトフレードゥスの刊本はその成果の一つである。19世紀のドイツにおいて、クリーゲル Albert Kriegel（1803-1834）、弟のKarl Moritz Kriegel（1805-1839）、ヘルマン Emil Herrmann（1812-1885）、オーゼンブリュッケン Eduard Osenbrüggen（1809-1879）によって復元がなされた（1853年）。本書はその改訂版である。今日では、モムゼン Theodor Mommsen（1817-

1903）、クリューガー Paul Krüger（1840-1926）らによるテキストが最も広く用いられていると言われるが、本書もその存在意義を失っていない。

62. ORPUS IURIS CIVILIS: Krüger-Mommsen-Ausgabe, Berlin, 1893-1895. これが上記のテキストで、I. Instituciones (Krüger), Digesta (Mommsen) II. Codex (Krüger) III. Novellae (Rudolf Schoell) からなる。本コレクションにはIIIが含まれていない。
63. Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten nebst den ergänzenden und abändernden Bestimmungen der Reichs- und Landesgesetzgebung. Mit Erläuterungen der Reichsgerichtsräthe Hugo Rehbein und Otto Reincke [プロイセン一般ラント法解説], 5. Aufl., Berlin, 1894. 同法および改正法等についての、裁判官のフーゴー・レーバイン（1833-1907）らによる実務的解説書である。

（おか とおる 法学部教授）